県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

規　則
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（生活安全安心課）…… 1
告　示
○区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課）…… 2
公　告
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育ＤＸ推進課）…… 2
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育ＤＸ推進課）…… 3
企業局事項
○沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程…… 5

規　　則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月24日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

沖縄県規則第53号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第１避難所の供与の項中「360円」を「370円」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項中「7,089,000円」を「7,259,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「1,390円」を「1,480円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「20,300」を「20,900」に、「26,100」を「26,900」に、「38,700」を「39,900」に、「46,200」を「47,600」に、「58,500」を「60,300」に、「円 8,500」を「円 8,800」に、「33,700」を「34,700」に、「43,500」を「44,800」に、「60,600」を「62,500」に、「70,900」を「73,100」に、「89,300」を「92,100」に、「12,300」を「12,700」に、「6,700」を「6,900」に、「8,900」を「9,200」に、「13,400」を「13,800」に、「16,300」を「16,800」に、「20,500」を「21,100」に、「2,900」を「3,000」に、「10,700」を「11,000」に、「14,000」を「14,400」に、「19,900」を「20,500」に、「23,600」を「24,300」に、「29,800」を「30,700」に、「3,900」を「4,000」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項中「53,900円」を「56,400円」に、「739,000円」を「757,000円」に、「358,000円」を「367,000円」に改め、同表学用品の給与の項中「5,500円」を「5,800円」に、「5,800円」を「6,100円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同表死体の処理の項中「3,700円」を「3,800円」に、「5,900円」を「6,100円」に改め、同表埋葬の項中「232,200円」を「239,400円」に、「185,700円」を「191,500円」に改め、同表障害物の除去の項中「143,900円」を「148,600円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、この規則の施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告　　示

沖縄県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和８年11月24日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　土地改良事業を行う者の名称　金武町土地改良区

２　地区名及び事業名

⑴　地区名　金武町土地改良区地区

⑵　事業名　土地改良事業（維持管理計画）

３　認可年月日　令和８年11月16日

公　　告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和８年11月24日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　調達する物品等の種類　大型提示装置（電子黒板）及び指導者用端末（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）

２　一般競争入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

⑵　電気通信機器類等（電気通信機器類、ＯＡ機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近２事業年度以上の営業実績を有していること。

３　一般競争入札に参加することができない者　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者及び同条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

４　申請の方法等

⑴　申請の方法　この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により⑵に掲げる場所に提出するものとする。

ア　一般競争入札参加資格登録申請書

イ　法人にあっては、登記事項証明書

ウ　個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ　直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ　入札参加資格の登録を申請する日前の直近２年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ　電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近２事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

⑵　一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア　一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段　イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ　申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先　沖縄県教育庁教育ＤＸ推進課　〒902－8501　那覇市寄宮１丁目２番16号　電話番号098－894－3265

⑶　申請書等の受付期間　この公告の日から令和８年12月15日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前９時から午後５時までとする。

⑷　申請書等に使用する言語及び通貨

ア　言語　日本語

イ　通貨　日本国通貨

５　入札参加資格の審査結果　郵便により通知する。

６　入札参加資格の有効期間　入札参加資格を付与された日から令和９年３月31日（水曜日）までとする。

７　入札参加資格に係る登録事項の変更　入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

⑴　商号又は名称

⑵　住所又は所在地

⑶　氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

⑷　使用印鑑

⑸　法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

⑹　電話番号

８　入札参加資格の取消し等

⑴　入札参加資格の取消し等　入札参加資格を有する者が、３に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

⑵　入札参加資格の取消しの通知　入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

９　入札参加資格の適用範囲　この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する大型提示装置（電子黒板）及び指導者用端末の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和８年11月24日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　入札に付する事項

⑴　調達する物品等の名称及び数量　大型提示装置（電子黒板）及び指導者用端末（以下これらを「機器等」という。）（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）　一式

⑵　調達する物品等の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑶　納入の期限　令和９年３月19日（金曜日）

⑷　納入の場所　入札説明書及び仕様書による。

２　入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

⑴　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　令和８年11月24日付け沖縄県公報定期第5458号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ　機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和８年12月21日（月曜日）午後５時までに３⑵の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを証明した者

ウ　納入しようとする機器等の機能等証明書を令和８年12月21日（月曜日）午後５時までに３⑵の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

⑵　資格に関する文書を入手するための手段　３⑵の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

⑴　時期　この公告の日から令和８年12月15日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれ

の日の午前９時から午後５時まで
⑵　場所　沖縄県教育庁教育ＤＸ推進課　〒902－8501　那覇市寄宮１丁目２番16号
４　契約条項を示す期間及び場所
⑴　期間　この公告の日から令和９年１月６日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで
⑵　場所　３⑵の場所
５　入札執行の日時及び場所
⑴　日時　令和９年１月７日（木曜日）午前10時
⑵　場所　沖縄県教育庁２階会議室　〒902－8501　那覇市寄宮１丁目２番16号
６　入札保証金　見積る契約金額の100分の５以上の金額を５⑴の日時までに３⑵の場所に納付すること。ただし、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
⑴　保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
⑵　国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２か年の間に履行期限が到来した２以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
７　入札の無効　次の入札は、無効とする。
⑴　入札参加資格のない者のした入札
⑵　同一人が同一事項についてした２通以上の入札
⑶　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札
⑷　入札書の表記金額を訂正した入札
⑸　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
⑹　入札条件に違反した入札
⑺　連合その他不正の行為があった入札
⑻　入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
８　入札説明書及び仕様書の交付
⑴　入札説明書及び仕様書を交付する期間　この公告の日から令和８年12月15日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで
⑵　入札説明書及び仕様書を交付する場所　３⑵の場所及び沖縄県教育委員会のホームページ
９　落札者の決定の方法
⑴　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
⑵　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
10　契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
⑴　名称　沖縄県教育庁教育ＤＸ推進課
⑵　所在地　〒902－8501　那覇市寄宮１丁目２番16号
11　契約の手続において使用する言語及び通貨
⑴　言語　日本語
⑵　通貨　日本国通貨
12　その他必要な事項
⑴　入札書の提出の方法　入札書は、郵送による場合を除き、５⑴の日時に５⑵の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
⑵　郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア　期限　令和９年１月６日（水曜日）午後５時
イ　方法　簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育ＤＸ推進課に提出すること。
⑶　最低制限価格　設定しない。
⑷　その他　詳細は、入札説明書及び仕様書による。

13　Summary

⑴　ARTICLES AND QUANTITY TO BE PURCHASED

Interactive White Boards, Teacher Instructional Devices, and related equipment

⑵　BID OPENING

Date and Time:January 7, 2027(Thursday) 10:00 a.m.

Place:Okinawa Prefectural Board of Education Building 2nd floor Meeting Room

⑶　POINT OF CONTACT

Education DX Promotion Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-16 Yorimiya, Naha-city, Okinawa 902-8501 Japan, Telephone 098-894-3265

企　業　局　事　項

沖縄県企業局管理規程第９号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年11月24日

沖縄県公営企業管理者
企業局長　　宮　　城　　力

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

別表第４中「49,900円」を「62,300円」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、令和８年11月24日から施行し、改正後の沖縄県企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）及び次項の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の沖縄県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印　刷　所　沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804　那覇市首里石嶺町４丁目288番地